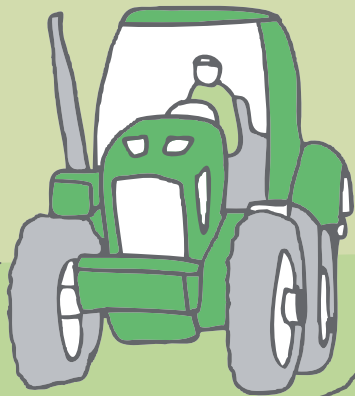


# 農業制度資金利用のしおり



徳島県農林水産部農林水産政策課

令和8年3月版



## 資金の借入を希望するみなさまへ

この冊子は主な農業制度資金の概要をまとめたものです。そのため、記載されている制度資金、またその借り入れ資格や条件等については、代表的なもののみを記載していますが、資金ごとに詳細な条件等が規定されていますので、実際の借入を希望される場合は、最寄りの農協や(株)日本政策金融公庫等の融資機関、農林事務所(農業支援センター)等に御相談ください。

### 記載事項の注意

金利は作成時点の最新のものを記載していますが、毎月変動します。

資金を借り入れる際には次の点に御注意ください

### 貸付限度額・償還期間・据置期間

記載されている資金の償還期間や貸付限度額はすべて最大の場合を記載しておりますが、実際の借入の際には、資金対象の内容や法定耐用年数等により個々に設定されますので、必ずしも最大のものになるとは限りません。

また、据置期間は償還期間に含まれており、償還期間とは別に、据置期間を設定できるわけではありません。据置期間中は金利のみの支払いとなり、据置期間が終了すると償還元金と金利の返済になります。

### 各種計画の作成

資金を借り入れるには、各資金ごとに定められた資金計画の作成が必要になります。作成に当たっては、農林事務所(農業支援センター)や融資機関等によく御相談ください。また、計画以外にも資金ごとに審査に必要な書類、計画、証明等の提出をお願いしています。

計画の作成や、必要書類の準備には時間がかかることが多いので、資金が必要になる時期より十分余裕をもって取りかかるようにしてください。

制度資金は制度の趣旨に添った事業目的の達成のために低利の資金を融資するものですので、極力変更がないよう、計画作成の時には、十分な検討を行ってください。

### 余裕のある返済計画

資金の借入には返済が伴います。制度資金の金利は低利なものになってはいますが、その分延滞違約金等が高率になっているものもあります。

また、償還の途中での約定償還期間の延長等の変更は、天災被害等、法律で定められた場合に認められますが、基本的には認められていません。

天災の場合は、支払猶予等の制度はありますが、償還の免除はありません。また、経営不振等の場合は、支払猶予も認められていません。

制度資金は総じて貸付後の変更が難しいものが多いので、現在の経営状況や他の借入金の返済等を考慮して、無理のない返済計画を立ててください。

## 事前着工はできません

工事の開始、物品の納品・据置等は、貸付決定又は利子補給承認を受けてから行ってください。

貸付決定や利子補給承認の前に事業を行ったものは、原則として貸付対象になりませんし、融資を行った後、事前着工が判明したならば、全額一括償還の対象となります。

## 目的外の使用はできません

資金で取得、造成した機具・施設等は、借入目的以外に使用・譲渡・交換・貸与・使用中止・運営の他人への委託等が禁止されています。

目的外使用等が判明したときには、全額一括償還の対象となります。

## 事業計画の変更

事業は借入申込みの際の事業計画にしたがって行ってください。

やむを得ない事情により計画を変更するときは事前に変更申請が必要ですので、融資機関に連絡して必要な指示を受けてください。

## 資金の受払の明確化

資金が正しく事業に使われたことを確認するために、資金の受払いは次のように行ってください(書類等は検査の際にも必要になります)。

- ① 工事や購入の見積書、契約書、請求書、領収書等は整理して償還完了まで保管すること。
- ② 借入金・自己資金の受け入れ、事業費の支払いはそのつど預金口座を通し、通帳に記録が残るようにすること。また自己資金による立替え払いは行わないこと。
- ③ 事業費の支払いの際には、必ず領収書を受け取って、領収書の金額・日付・領収印を確認すること。

## 事業着工の証明

事業の着手の確認と証明のため、契約書、請書、着手届、納品書等の書類を受け取り、償還完了まで保管してください(検査の際に必要なになります)。

## 事業完了の報告

事業が完了したときは、速やかに融資機関に報告してください。

また、事業完了の確認と証明のため、引き渡し書、納品書、振り込み書、領収書等の書類を受け取り、整理し、償還完了まで保管してください(検査の際に必要なになります)。

## 経営状況の報告

経営改善資金計画等が確実に進むよう、融資機関等が経営状況を確認し、必要に応じ助言を行うこととなっており、特定の資金を借りられた方は、毎年、融資機関に報告が必要です。

## 国、県の検査

制度資金は国・県の補助を伴うものですので、貸付後から償還完了までの間に国や県の検査が行われます。その際には借受者本人にも臨席していただきます。

また、検査により、承認なく事業内容が変更されていたり、書類の整備、保管が十分でない場合は不適切と判断されることもありますので、規定に従った適切な運営、償還終了までの書類の保管をお願いします。

検査により不適切と判断された場合は、償還残金の一括償還を命じられることもあります。

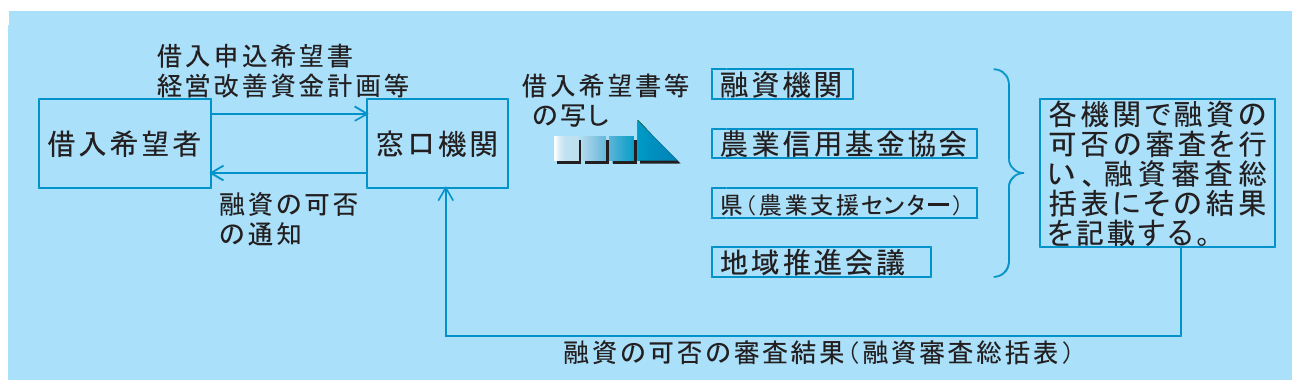


## 資金の特徴

担い手農業経営者向け資金として、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業近代化資金、青年等就農資金の借入手続の一部を一元化している。

＜各資金の特色＞

- ①スーパーL資金……………認定農業者向け。比較的長期で貸付金額が大きい。農地取得の資金可。
- ②経営体育成強化資金……認定農業者以外の担い手を対象。内容はスーパーL資金とほぼ同じ。
- ③農業改良資金……………無利子。県知事による農業改良措置に関する計画の認定が前提となる。
- ④農業近代化資金……………制度資金では最も一般的な資金。農地取得は不可。
- ⑤青年等就農資金……………認定新規就農者を対象。無利子。実質的な無担保・無保証人制度。



融資の可否の決定後、借入申込を行う。このとき、申込書は融資を受けることとなる機関（スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金は公庫、農業近代化資金は農協系金融機関等）に提出する。

※あらかじめ借り受けたい資金が決まっているときは、借入を希望する融資機関に直接借入申込希望書を提出する。このとき、同時に借入申込書を提出することもできる。

## 共通条件

- 貸付対象者（スーパーL資金は認定農業者のみ、青年等就農資金は認定新規就農者のみ、経営体育成強化資金等は認定農業者以外の担い手が利用可能）
  - ① 認定農業者（市町村から農業経営改善計画の認定を受けた農業者）
  - ② 認定新規就農者（市町村から青年等就農計画の認定を受けた農業者）
  - ③ 目標地図に位置付けられた者
  - ④ 次の全ての要件を満たす農業者
    - ・農業所得が総所得の過半又は農業粗収益が200万円以上（法人は農業に係る売上高が総売上の過半又は1,000万円以上）
    - ・主として15歳以上65歳未満の家族従事者がいること（本人を含む）
    - ・60歳以上の者は、現に農業に従事している後継者がいること
    - ・簿記記帳を行っている（確実に行う見込みがある）者
  - ⑤ ①から④の経営（家族農業経営に限る）の経営主以外で部門の主宰権があり、その危険負担及び収益の処分権があることを家族経営協定に明記されている者
  - ⑥ 農業参入法人
  - ⑦ 集落営農組織
- 様式（5資金共通のもの）
  - 借入申込希望書兼経営改善資金計画書、借入申込書
  - ※その他、資金ごとに提出を求められる様式等がある

## 注意

- 貸付条件の詳細は資金ごとに異なる。
- 1回の借入希望額が個人は700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人は3,000万円以下であり、かつ直近期末の総借入残高が直近期の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（法人の場合は総売上高）より僅少となっている借入希望者は、今後5年間のうちに経営改善関係資金の借入予定がない、また負債整理資金の長期の借入を含まない場合に、経営改善資金計画書の収支計画書の作成を省略することができる。ただし、青年等就農資金の借入を希望する場合には、収支計画書の作成を省略することはできない。
- 償還の期間中に、国、県の検査が入る場合があるが、その際借受者も出席を求められることがある。



## スーパーL資金

(農業経営基盤強化資金)

資金タイプ 公庫

融資機関 (株)日本政策金融公庫

### 資金の特徴

認定農業者が農業経営改善計画に基づき、農業経営の改善を図る場合の資金。

単なる資金繰り資金を除き、農業経営改善計画に明記された農業経営の改善に必要な資金はすべて対象となる(単なる資金繰り資金とは、代金決済直前に予定していた売上入金がなかったために手元資金が不足したので必要となった資金等)。

比較的長期かつ貸付限度額の大きな資金。制度資金中で農地の取得に利用できるのはこの資金と経営体育成強化資金(前向き)のみ。

特別融資制度推進会議での資金計画の認定が必要。

### 条件

- 貸付対象者 ① 認定農業者  
② 認定農業者の認定を受けた法人に出資しようとする者 など
- 金利 1.65～2.70% (R8.2.19現在)  
※最新の金利については、(株)日本政策金融公庫ホームページでご覧いただけます。  
※貸付当初5年間の金利負担を軽減するため、実質無利子化のための金利負担軽減措置があります(要件や予算枠の制限あり)
- 償還期間(据置期間) 25年(10年)以内だが、資金対象ごとにそれぞれ公庫が判断
- 貸付限度額 個人 3億円 (特認 6億円)  
法人等 10億円 (特認 20億円(一定の場合30億円))  
※負債の整理(制度資金は除く)等経営の安定に必要な長期の費用については、上記の額の5分の1を限度とするが、その他の資金の用途との合計額が、全体の限度額を超えることはできない。
- 債権保全措置 内容は公庫が指定

### 注意

- 補助残融資に利用可能。ただし、その際も資金の条件を満たすことが前提。
- 償還の期間中に、国、県の検査が入る場合があるが、その際に借受者も出席を求められることがある。

## ❗ 融資の対象にならない資金

次のような場合には、公庫資金としての適正を欠くものとして繰上償還していただくこととなりますので、十分に注意してください。

- ① 生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係ないものや認定された経営改善資金計画と関係ないものに使用すること
- ② 資金を第三者に貸付け、投機その他借入れの目的を著しく逸脱したものに使用すること。
- ③ 金融機関との取引離脱に伴う肩代わりに使用すること。
- ④ 制度資金の借り換えに使用すること。

## ❗ クイック融資制度

営農活動に伴って比較的少額の資金が緊急に必要となった場合に、最短1週間で無担保・無保証人による融資の可否が判断される。具体的には、公庫の企業経営診断手法(スコアリング手法)による経営実績の評価が審査基準に合致した者で、以下の要件を満たす場合に融資する制度である。

### 1 対象者

認定農業者(ただし、次の①から③に該当する者を除く。)

- ① 個人経営にあつては簿記記帳又は青色申告を実施していない者
- ② 公庫資金について過去1年間に延滞した者
- ③ 農業所得(法人にあつては経常利益)が赤字の者、繰越欠損金を有する者又は債務超過の者

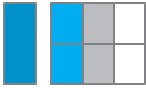
### 2 貸付金の使途

設備資金及び長期運転資金(負債整理は対象外)

### 3 適用限度額

1回当たりの貸付限度額は500万円とする。

ただし、借入金額を500万円とするために意図的に借入額を分割したものは対象外。



## 資金の特徴

認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための資金。認定農業者はスーパーL資金、認定農業者以外の者は本資金というすみ分けとなる。

前向き投資資金と負債の償還負担軽減資金で構成されているが、経営改善関係資金となるのは前向き投資資金単独利用の場合だけ。

比較的長期かつ貸付限度額の大きな資金。制度資金で農地の取得ができるのはこの資金とスーパーL資金のみ。

担い手向けの、償還負担軽減のための資金についてのメニューは次のとおり

- ・再建整備資金(制度資金以外の負債の借換え)
- ・償還円滑化資金(制度資金の借換)

制度資金以外の負債の借換えは、極力農業経営負担軽減支援資金で対応するものとし、支援資金で対応できない場合に公庫資金の再建整備資金を活用する。

制度資金の借換えは公庫資金の償還円滑化資金を活用する。

なお、償還負担軽減は、延滞しているなど現に既往負債の償還に困窮している場合であり、単なる資金の借換は対象とならない。次の1及び2の要件に適合するものに限る。

- 1 経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。
- 2 現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

## 条件

- 貸付対象者 農業を営む個人・法人・団体
- 金利 2.70%(R8.2.19現在)  
※最新の金利については、(株)日本政策金融公庫ホームページでご覧いただけます。
- 償還期間(据置期間) 25年(3年)以内だが、資金対象ごとにそれぞれ公庫が判断
- 貸付限度額 前向き投資資金  
個人 1億5,000万円 ※前向き投資分の貸付限度額は負担額の80%  
法人等 5億円  
再建整備資金 (個人:1,000万円、法人:4,000万円)  
償還円滑化資金(経営改善期間中の5年間(特認は10年)に支払われるべき既往借入金等負債の各年の支払金の合計額)
- 債権保全措置 内容は公庫が指定

## 注意

- 一般の営農負債は、農業のための負債であることを書面等により確認できなければ対象とはならない。また、農業負債であっても証書でない負債(営農勘定、買掛未払金等)は対象外だが営農勘定の固定化部分を証書に書き換えた場合は対象となる。
- 償還円滑化資金は制度資金の既往負債の他、土地改良事業又は旧独立行政法人緑資源機構の負担金等も対象となる。
- 償還負担軽減のための資金を併用する場合は、経営改善関係資金の手続とは異なる。
- 償還の期間中に、国、県の検査が入る場合があるが、その際に借受者も出席を求められることがある。



## 資金の特徴

農業者等が、新たな分野、新たな技術にチャレンジする場合、その取り組みが農業改良措置と認められたときに、貸し付けられる無利子の資金。

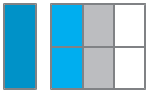
国又は県から各種計画の認定を受けた農業者等が対象となる。

## 条件

- 貸付対象者
  - ① 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
  - ② 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた同法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者又は促進事業協同組合等
  - ③ 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
  - ④ みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業を営む者等
  
- 金利 無利子
  
- 償還期間(据置期間) 12年(3年)以内
  
- 貸付限度額 個人 5,000万円  
法人等 1億5,000万円  
※貸付限度額は都道府県が貸付けを行った従前の農業改良資金の残高と通算する。
  
- 債権保全措置 内容は公庫が指定

## 注意

- 償還の期間中に、国や県の検査が入る場合があるが、国の検査の際には借受者も出席を求められることがある。



## 資金の特徴

新たに農業を始めようとする場合の資金で、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者が対象。

青年等就農計画の有効期間は経営開始日から起算して5年間であるため、農業経営を開始してから5年を経過しない者も青年等就農計画の対象となる。

資金の使いみちは、青年等就農計画の達成のために必要な資金であり、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。

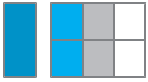
借入手続きとして、指導農業士等が作成する「意見書」及び県が作成する「確認書」、または県が作成する「意見書」が付された申請については、原則として、資金貸付審査・認定事務を融資機関に委任することができる。

## 条件

- 貸付対象者 認定新規就農者  
※青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人  
※農業経営を開始してから一定期間(5年)以内のものを含み、認定農業者を除く
- 金利 無利子
- 償還期間(据置期間) 17年(5年)以内
- 貸付限度額 3,700万円(特認:1億円)  
※就農支援資金の施設資金の償還残がある場合は、それを控除した額。
- 債権保全措置 実質的な無担保・無保証人  
※原則として、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は徴求しない。

## 注意

- 離農等したときには、青年等就農計画の認定取消が行われ、償還残金を全額一時償還しなければならない。
- 農地を取得する場合は、経営体育成強化資金(有利子)の利用が可能である。
- 長期運転資金は、計画期間中(経営開始から5年間)の利用が可能である。
- 貸付金額の最低金額は、50万円である。
- 国の補助金を財源に含む補助事業は、本資金の対象にならない。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業(経営体育成支援事業)は対象となる。
- 償還終了まで、毎年公庫に経営状況報告書を提出する必要がある。



## 資金の特徴

農協系統等の民間金融機関が資金を貸し付ける際に、貸付対象事業が農業の近代化に資すると認められれば、県の補助により利子補給を行い、末端金利の軽減が図られる(認定農業者の場合は(公財)農林水産長期金融協会の利子助成がある)。

1～7号までの資金メニューがある。

県独自の利子補給の上乗せ制度がある場合がある(県単独の資金参照)。

## 条件

- 貸付対象者 ①～⑥(経営改善関係資金の共通対象者)
  - ⑦ 一定の要件を満たす集落営農組織
  - ⑧ ①から⑥までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない農業を営む任意団体で、一定の要件を満たすもの
  - ⑨ 農協・農協連合会
  - ⑩ 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会または地方公共団体が主たる構成員もしくは出資者となっている団体または基本財産の額の過半を拠出している法人(農事組合法人、土地改良区、事業協同組合、農業振興事業を主たる事業として営む株式会社、持分会社、法人でない団体(農業者が主たる構成員)等)

- 金利 2.70%(R8.2.19現在)

- 償還期間(据置期間) 15年(7年)以内だが、資金メニュー、資金対象ごとにそれぞれ上限が設定されている。元金均等年賦償還

- 貸付限度額 個人 1,800万円  
法人等 2億円

※償還残がある場合は、それを控除した額。また、共同申請の認定農業者の限度額は、各人ごとではなく、経営体を単位とする。

- 貸付率 認定農業者 事業費の 100%  
その他の者 事業費の 80%

- 債権保全措置 内容は融資機関が指定(連帯保証人、担保、債務保証等)

## 注意

- 補助残融資に利用可能。ただし、その際も資金の条件を満たすことが前提。
- 償還の期間中に、県の検査が入るが、その際に借受者も出席を求められることがある。
- 認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農組織についてはクイック融資(担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法(スコアリング手法)を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み)がある。適用限度額は500万円(クイック融資による一回当たりの貸付けの限度額)



### 資金の特徴

農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が農業近代化資金を貸す場合に、さらに上乘せの利子補給をする、県独自の資金。

ただし、利子補給の条件と、補給後の末端金利の下限等が定められている。

#### <助成条件>

- ① 1農業経営体につき1人(部門につき1人ではない。将来的にその経営体全体の経営主になる者を対象としている)。
- ② 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるもの。
- ③ 借り受け者が、利子補給承認時に、18歳以上41歳未満(41歳の誕生日が未到来)であること。
- ④ 借り受け者が、農業近代化資金の貸付対象者の条件を満たし、かつ「農業担い手」として登録されている者。
- ⑤ 家族農業経営に限る。

- ・ 農業近代化資金のメニューのうち、対象となる資金 1号資金～4号資金
- ・ 借入れの申し込みに、農業担い手育成資金用の農林事務所の意見書が必要

#### <徳島県農業担い手登録制度>

##### 登録対象者の要件

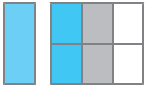
- ① 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者。
- ② 18歳以上41歳未満の者であること。
- ③ 次の条件のいずれかに該当する者。
  - ア 家族経営協定を締結しており、その中において経営のうちの一部の部門について主宰権がある者にあつては、年間90日以上農業に従事し、かつ今後年間自家農業労働に150日以上従事することが確実であると見込まれる者。
  - イ 地域の平均規模を上回る農業の経営主で、年間自家労働に150日以上従事しており、今後地域農業の中心的担い手となることが見込まれる者。
- ④ 家族農業経営に限るものとし、1農業経営体につき1人とする。

### 条件

- 貸付対象者 農業近代化資金の定める貸付対象者のうち認定農業者であつて、かつ、「農業担い手」として登録されている者
- 金利 下限が1.5%(近代化資金のみで末端金利が1.5%以下の場合は、本資金は発動しない)
- 償還期間(据置期間) 農業近代化資金と同じ
- 貸付限度額 個人 1,800万円  
※償還残がある場合は、それを控除した額。また、共同申請の認定農業者の限度額は、各人ごとではなく、経営体を単位とする。
- 債権保全措置 原則として、債務保証

### 注意

- 資金の本体は農業近代化資金であるので、農業近代化資金の基本的な条件や注意事項等は満たしている必要がある。



### 資金の特徴

農業協同組合等が県から認定を受けた「青年農業士」や「指導農業士」に農業近代化資金を貸す場合、さらに上乘せの利子補給をする、県独自の資金。

#### <助成条件>

- ① 借り受け者が、農業近代化資金の貸付対象者のうち、県知事が認定した「青年農業士」又は「指導農業士」であること。
- ② 「青年農業士」又は「指導農業士」として、担い手の育成、地域農業の振興及び農村活性化等に向けた活動を行う場合に限る。

- ・ 農業近代化資金のメニューのうち、対象となる資金 1号資金～4号資金

### 条件

- 貸付対象者 農業近代化資金の定める貸付対象者のうち、県知事が認定した「青年農業士」又は「指導農業士」であること。
- 金利 実質金利から最大2%を引き下げた金利
- 償還期間(据置期間) 農業近代化資金と同じ
- 貸付限度額 個人 1,000万円  
※償還残がある場合は、それを控除した額。
- 債権保全措置 原則として、債務保証

### 注意

- 資金の本体は農業近代化資金であるので、農業近代化資金の基本的な条件や注意事項等は満たしている必要がある。



# スーパーS資金

(農業経営改善促進資金)

資金タイプ 協調融資

融資機関 民間金融

## 資金の特徴

農業関係制度資金の中では、代表的な「運転資金」。

ただし、単なる資金繰りのための資金ではなく、これから購入する種苗、肥料代等、新たな投資経費に必要な資金が対象となる。既往借入金の借換え(本資金の初回の借入時における既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く)は対象外。

＜対象となる事業＞

- ① 種苗代・肥料代・飼料代・雇用労賃等の直接的現金経費
- ② 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ③ 小農機具等営農用備品、消耗品等の購入費
- ④ 営農用施設・機械の修繕費
- ⑤ 地代(賃借料)、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ⑥ 生産技術、経営管理技術の修得費
- ⑦ 市場開拓費、販売促進費

貸付対象者は認定農業者であり、この資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間中である。また、資金計画は特別融資制度推進会議で審査される。

貸付方式は、証書貸付のほか、当座貸越、手形貸付も可能。なお、当座貸越または手形貸付については、極度貸付方式となる。

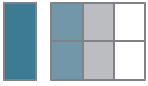
極度貸付方式のうち、当座貸越方式では、償還期限は1年程度の当座貸越契約期間内であるが、認定された農業経営改善計画期間中であれば、融資機関が設定し、推進会議が認めた「極度額」の範囲内で、いつでも借入、返済を行うことができる。

## 条件

- 貸付対象者 認定農業者
- 金利 2.15%(R8.2.19現在。変動金利方式)
- 償還期間(据置期間) 証書貸付、手形貸付 1年以内  
当座貸越 1年程度の当座貸越契約期間  
※当座貸越の場合は、経営改善計画期間内で、認められた極度額内であれば、随時借入、返済が可能
- 貸付限度額(極度額または証書貸付における貸付金の残高合計額)
  - ・個人 一般経営 500万円  
畜産経営又は施設園芸経営を営む経営者 2,000万円
  - ・法人 一般経営 2,000万円  
畜産経営又は施設園芸経営を営む経営者 8,000万円
- 債権保全措置 内容は融資機関が指定

## 注意

- 新たな利用の際、短期運転資金の切り替えは可能だが、延滞又は固定化しているものは対象外。
- 資金を借り受けた者の農業経営改善計画期間終了時に有する資金残高は、すべて農業経営改善計画期間終了時に返済するものとする。  
ただし、資金を借り受けた者が家畜の飼育又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、農業経営改善計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。
- 簿記記帳を行っていること(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む)。
- 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- 資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること。



### 資金の特徴

経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金。

資金使途については、

- ・災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
- ・法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金
- ・社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰することができない事由により必要となる資金

### 条件

#### ●貸付対象者

次のいずれかに当てはまること

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・集落営農組織
- ・その他の農業者

(個人) 農業所得が総所得の過半を占めるもの又は農業粗収益が200万円以上

(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占めるもの又は農業売上高が1,000万円以上

#### ●金利 1.65～2.45% (R8.2.19現在)

※最新の金利については、(株)日本政策金融公庫ホームページでご覧いただけます。

#### ●償還期間(据置期間) 15年(3年)以内

#### ●貸付限度額 一般 600万円以内

特認 年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額

#### ●債権保全措置 内容は公庫が指定

### 注意

●「経営安定計画」を作成する必要がある。

●災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を借り入れる場合は、市町村の罹災証明が必要



## 資金の特徴

用水路の改良やほ場整備、農道整備等、生産基盤の整備のための資金。基盤整備資金は一般事業と災害復旧事業の2つのメニューがあり、一般事業はさらに事業に国の補助が入るかどうかで補助事業と非補助事業に区分される。

一般・補助事業では、融資対象となる補助事業本体の種類により、県営及び団体営に区分され、それぞれ利率が異なる。主に、ほ場整備事業等の地元負担金の融資に利用されることが多い。

一般・非補助事業はさらに、一般と国の認定又は県の選定による利子軽減の2種類に区分される。一般と利子軽減では、事業対象の要件が異なる(例えば、面積要件等)。

## 条件

### ●貸付対象者

- ① 土地改良区、土地改良区連合(事業主体になる場合に限る)、農協、農業協同組合連合会、農業を営む者
- ② 5割法人・団体(農業を営む者又は①の法人がその構成員又はその資本金などの過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人・団体)
- ③ 農業振興法人(農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人)

●金利	補助・県営	2.85%(R8.2.19現在)
	補助・団体営	2.70%(R8.2.19現在)
	非補助・一般	2.70%(R8.2.19現在)
	非補助・利子軽減	2.70%(R8.2.19現在)

※最新の金利については、(株)日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。

●償還期間(据置期間) 25年(10年)以内

●貸付限度額 地元負担額

●債権保全措置 内容は公庫が指定

## 注意

- 農業基盤整備資金(一般・補助事業)の類似の資金として、「担い手育成農地集積資金」がある。これは無利子資金となるが、経営体育成基盤整備事業として採択された補助事業が対象であり、農業基盤整備資金(一般・補助事業)との併せ貸しになる。なお、この資金では事業の達成要件が設定されており(例えば、担い手への農地集積増加率が20%を超えること、など)、要件未達の場合は、同時に貸し付けた農業基盤整備資金と同利率で貸付時に遡って計算した調整金を支払う必要がある。



## 資金の特徴

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法(天災融資法)は、災害のつど、その天災の指定及び融資に必要な事項を規定した政令が制定されることで、発動される。

天災資金はこの天災融資法の発動により行われる、被害農業者等に対する農業の経営等に必要な資金である。

この資金は、農作物の減収による収入減により次期作物の再生産に支障を来した農業者を支援するもので、その資金の用途は、災害発生後の新たな経営のために直接必要なものに限られる。

### 1 経営資金

指定された天災によって被害を受けた農業者の再生産の確保のために必要な資金。

### 2 事業資金

指定された天災によって農協、同連合会が所有又は管理する肥料、農業生産物等の在庫品に被害を受け、その補てんに充てるために必要な資金。

## 条件

### ●貸付対象者

#### 1 被害農業者

次の要件のいずれかに該当する者

① 総所得の5割以上を農業所得に依存している農業者であって、天災による減収量が平年の3割以上であり、かつ減収による損失額が平年の農業粗収入の1割以上であることが、市町村長に認定された者

② 天災により果樹、茶樹若しくは桑樹(それぞれ栽培面積5a以上)の流失、損傷、枯死等による損失額が、被害時における価格の3割以上であることが、市町村長に認定された者

#### 2 特別被害農林漁業者

1の被害農業者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

① 天災による減収による損失額が平年の農業粗収入の5割以上であることが、市町村長に認定された者

② 天災により果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が、被害時における価格の5割以上であることが、市町村長に認定された者

#### 3 被害組合

農協、同連合会であって、天災によってその所有し、又は管理している施設、在庫品等について著しい被害を受けたことが、知事に認定された者

### ●金利(発動された際の利率はそのつど定められる)

被害農業者(損失額1割以上) 6.5%以内

(損失額3割以上) 5.5%以内

特別被害農業者(特別被害地域外) 5.5%以内

(特別被害地域内) 3.0%以内

被害組合 6.5%以内

※特別被害地域とは、天災のつど政令によって指定された県の区域内の旧市町村が指定される。指定は、県が市町村からの申請を受け、国と協議して行われるが、指定される基準は、区域内の被害農業者のうち、特別被害農業者の数が1割以上かつ10以上である区域である。

### ●償還期間(据置期間)

6.5%適用者 3年以内(重複被害4年以内)、果樹・家畜飼養5年以内

5.5%適用者 5年以内(重複被害6年以内)、果樹・家畜飼養5年以内(重複被害6年以内)

3.0%適用者 6年以内

被害組合 3年以内

### ●貸付限度額

一般農業者 損失額の45%又は200万円(法人2,000万円)のいずれか低い方の額

果樹栽培・家畜等飼養者 損失額の55%又は500万円(法人2,500万円)のいずれか低い方の額

被害組合 2,500万円(連合会5,000万円)又は認定損失額の80%のいずれか低い額

## 注意

### ●資金の用途上認められないもの

農地、固定施設の災害復旧費、生活費、出資金、賦課金、欠損補てん金、各種積立金、各種負担金、既往負債の償還金(天災資金を除く)、建物共済掛金、預貯金等。

## 各資金の貸付対象事業

### スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

- ・農地等の取得、改良、造成等
- ・農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設・機械の改良、造成、復旧又は取得（農舎、畜舎、農産物加工処理・流通販売施設、農機具、運搬用機具等）
- ・家畜・果樹の導入、育成
- ・農地等賃借料、機械・施設のリース料の一括前払い等、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・負債の整理（制度資金を除く。）

### 経営体育成強化資金

#### 【前向き投資のための資金】

- ・農地等の取得、改良、造成等
- ・農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設・機械の改良、造成、復旧又は取得（農舎、畜舎、農産物加工処理・流通販売施設、農機具、運搬用機具等）
- ・家畜・果樹の導入、育成
- ・農地等賃借料、機械・施設のリース料の一括前払い等、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金

#### 【負債の償還負担を軽減するための資金】

- ・営農負債の整理
- ・農業制度資金の円滑な償還に必要な資金

### 農業改良資金

- ・新たな農業部門の経営の開始
- ・新たな加工事業の経営の開始
- ・農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入
- ・農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入
- ・中小企業者等が農業経営に必要な施設の設置を行う場合
- ・中小企業者等が連携先の農業者等の生産した農畜産物等を加工・販売するための施設の改良、造成、取得

### 青年等就農資金

新たに農業経営を開始をするために必要な資金で、青年等就農計画の達成のために必要な資金（就農後5年以内）

## 農業近代化資金

- ・農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設・機械の改良、造成、復旧又は取得（農舎、畜舎、農産物加工処理・流通販売施設、農機具、運搬用機具等）
- ・家畜・果樹の導入、育成
- ・事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良
- ・農地等賃借料、機械・施設のリース料の一括前払い等、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・診療施設その他の農村における環境の整備（農協等に限る。）
- ・農村における給排水施設の改良、造成又は取得
- ・農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得（一定の要件を満たす者に限る。）
- ・水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得

## （県単）農業担い手育成資金

農業近代化資金に上乗せ利子助成  
（一定の要件を備えた18歳以上41歳未満の者に限る。）

## （県単）青年農業士等経営支援資金

農業近代化資金に上乗せ利子助成  
（県知事が認定した「青年農業士」又は「指導農業士」に限る。）

## スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

経営改善計画の達成に必要な短期運転資金

## 農林漁業セーフティネット資金

経営安定計画に基づいて、農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金

## 農業基盤整備資金

- ・農地等の新設、改良、造成及び復旧（かんがい排水、ほ場整備、客土、防災、維持管理等）
- ・災害復旧事業
- ・畜産基盤整備事業

## 天災資金

天災融資法の適用地域で、被災後の再建に要する農機具、家畜、労賃等

## ● 債務保証制度

農業信用基金協会では、融資機関から資金を借りやすくするため、その債務を保証しています。

### ■ 担保・保証人は？

無担保・無保証人です。ただし、一定限度を超える場合には担保・保証人を必要とします。

### ■ 保証料は？

保証額の年0.35～2.0%で資金の種類、保証人・担保の有無によって異なります。

### ■ 借入金が返済できなくなった場合には？

不慮の事故等で借入金の返済ができなくなった場合には、基金協会があなたに代わって融資機関に一時立替払いをします。その後は、基金協会との相談の上、返済をしていただきます（債務の返済が免除されるわけではありません）。

### ■ お申し込みは？

最寄りの融資機関又は基金協会に御相談ください。

債務保証にあたっては、基金協会の審査があります。その結果保証を受けられない場合があります。また、資金によっては保証を受けられないものもあります。

● お問い合わせ先

<p>県 ※農業支援センターは、農林事務所と同じ事務所です(農林事務所は各地域の合同庁舎内にあります)</p>		
▼農林水産部農林水産政策課	徳島市万代町1-1	(088)621-2424
▼徳島農林事務所 農業支援第一担当(徳島農業支援センター)	徳島市新蔵町1-67	(088)626-8774
"    二担当(鳴門藍住農業支援センター)	藍住町東中富字朮傍示29	(088)692-2515
▼吉野川農林事務所(吉野川農業支援センター)	吉野川市川島町宮島736-1	(0883)26-3972
▼美波農林事務所 農業支援担当(美波農業支援センター)	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	(0884)74-7494
▼阿南農林事務所 農業支援担当(阿南農業支援センター)	阿南市富岡町あ王谷46	(0884)24-4183
▼美馬農林事務所 農業支援担当(美馬農業支援センター)	美馬市脇町猪尻字建神社下南73	(0883)53-2312
▼三好農林事務所 農業支援担当(三好農業支援センター)	三好市池田町マチ2415	(0883)76-0654
<p>融資機関</p>		
▼県内各農業協同組合		
▼県内に本店・支店を有する銀行・信金 (資金によって取扱がない場合があります。融資機関にお 問い合わせ下さい。)		
▼徳島県信用農業協同組合連合会	徳島市北佐古一番町5-12	(088)634-2352
▼株式会社日本政策金融公庫徳島支店(公庫資金)	徳島市中洲町1-58	(088)656-6880
<p>その他</p>		
▼徳島県農業信用基金協会	徳島市北佐古一番町5-12	(088)634-2653
▼一般社団法人徳島県農業会議	徳島市北佐古一番町5-12	(088)678-5611
▼公益財団法人徳島県農業開発公社	徳島市北佐古一番町5-12	(088)624-7247



